



中山間地域等直接支払制度の取組体制を活用した広域化

にしあわくら



西栗倉村多面的機能広域活動組織（岡山県西栗倉村）

- 岡山県西栗倉村は、岡山県の北東端、中国山脈の南斜面に開かれた谷あいの山里である。面積の約92.6%が森林であり、農業は、山沿い又は川沿いの農地で主に水稻の栽培が営まれているが、鳥獣害も発生する中、農業農村を維持していくため、地域の共同活動が重要な位置付けを占めている。
- 村内では、従前、村内全集落（14集落）で、中山間地域等直接支払交付金（以下「中山間直払」という。）に取り組んでいたが、多面的機能支払交付金による活動（以下「多面活動」という。）は2集落で取り組むにとどまっていた。多面活動に取り組むことによって交付金を更に得て、村内の様々な活動を一層充実させるため、役場がリードして、令和3年度から、多面活動を未実施の集落も含めて、多面活動の広域化に向けて動き出した。令和5年1月に広域活動組織を設立し、同年4月から活動を開始する予定である。
- 村内にある14集落のうち、13集落が広域活動組織に参加することとなり、その各活動組織（集落）は、中山間直払の集落協定単位（基本的に集落と一致）に分けられている。それぞれの活動組織（＝中山間直払の集落協定単位÷集落）の代表者は、基本的に中山間直払の集落協定の代表者を兼ねており、多面活動と中山間直払による活動を、相互に効率よく実施できることを目指している。

【地区概要】

- ・取組面積 92.51ha
(田 92.15ha、畑 0.36ha)
- ・参加集落 14集落（行政区単位は12集落）
- ・資源量 水路41.7km、農道11.5km
- ・主な構成員 農業者、自治会、老人会、消防団、学校、PTA、地域住民
- ・交付金 約8.5百万円（R5想定額）
 - 農地維持支払
 - 資源向上支払（共同、長寿命化）

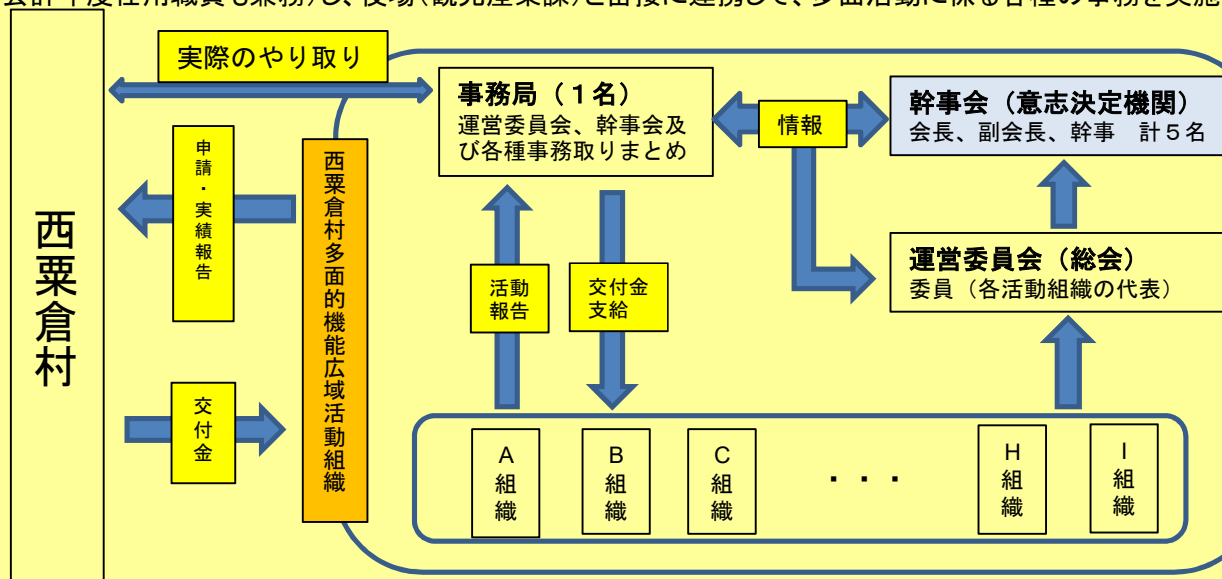
広域化前の状況や課題

- 西栗倉村では、従前から、中山間直払による活動には積極的に取り組んでいた（全集落（14集落）で実施）。一方で、多面活動には、事務作業が複雑なイメージがあり、取り組む集落が少なかった（2集落のみで実施）。
- 全ての集落で、中山間直払には十分に組み合っており、多面活動についても、事務を担う人がいれば取り組める下地ができている状況と判断。せつかくであれば、多面活動にも取り組むことによって交付金を更に得て、村内の様々な活動を一層充実させる方がよいということで、役場がリードして広域化を検討し始めた。



組織体制と独自の仕組み

- 西栗倉村独自の体制として、運営委員会に幹事会という意志決定機関を設置。幹事会は、運営委員会の会長・副会長の他、有識者（役場の土木系職員等）を含めた5名で構成。運営委員会（総会）からの委嘱を受け、各活動組織（集落）間の予算の融通や、長寿命化工事の優先順位等をフレキシブルに調整・決定。
- 運営委員会の委員には、各活動組織（集落）の代表者が就任。
- 事務局は役場庁舎内に設置。事務員を確保（活動組織（集落）からの事務費を人件費に充当。役場の会計年度任用職員も兼務）し、役場（観光産業課）と密接に連携して、多面活動に係る各種の事務を実施。



きっかけ (R3.11)

事務負担が原因で多面活動に取り組めない集落が多かったため、事務を担う組織を作ればよいと考え、村観光産業課がリードして広域化を検討。

・長寿命化のしくみ

- 長寿命化の交付金は、最初は各活動組織（集落）へ配分せず、一旦、事務局で預かり、共通資金とする。
- 長寿命化活動は、農繁期が終了してから行うこととし、それまでに、各活動組織（集落）ごとに、工事が必要な場所をピックアップして、事務局に申請することとしている。
- 申請された案件の中から、幹事会において、優先順位を決め、順次、工事を行う流れとしている。

Step1 (R3.11)

事務支援体制の土台づくり

- 村観光産業課が、①事務支援システムの導入を検討するとともに、②会計年度任用職員へ事務を依頼する方針を内々決定。

事務支援システム導入のための県の推進交付金の予算が付き、また、事務を担う人についての方針が決まり、活動組織（集落）を支援する体制が整った。

Step2 (R4.6.15)

広域化説明会

- 多面活動（事業）の概要説明
- 中山間直払制度との違い
- メリット、デメリットの説明
- 広域活動組織の説明

各活動組織（集落）へ、参加同意書（仮）の提出を依頼。

集落に説明する際のポイント

- 役場からは、まず、多面活動に取り組む際のデメリット（事務負担）を説明し、解決する方策として広域化を提案した。その結果、特に反対意見なく、広域化へ進んだ。

説明会での主な意見

- ・リーダーは誰がやるのか。
- ・活動はできるが、事務ができない。
- ・事務を担う人がいるなら参加できる。
- ・長寿命化工事の優先順位はどうするのか。

<広域化の合意形成について>

- 各活動組織（集落）の代表者は、基本的に中山間直払の協定の代表者とすることとした。
- 広域活動組織の事務局員は、村役場の会計年度任用職員が兼務して、多面活動の事務を担当し、各活動組織（集落）は活動に専念していただくこととした。
- 多面活動の各種単価は、地域でなじみの深い中山間直払の活動と同じ単価に設定することとした。
- 全交付金のうち10%を事務局運営費として徴収し、事務局員の報酬や事務経費を賄うこととした。
- 広域化について、役場から各活動組織（集落）（≒中山間直払協定単位）への説明は、あえて中山間直払協定の代表者に対してのみ行い、各活動組織（集落）内の構成員への説明は、役場ではなく代表者から行ってもらった。それにより、各活動組織（集落）の自主性を尊重することができ、広域化を円滑に進めることができた。
- 長寿命化の工事については、各活動組織（集落）から工事申請書を提出してもらい、工事の優先順位については、幹事会（運営委員会（各活動組織（集落））から権限を委嘱）で決定することとした。

今後の展望

- 村内14集落のうち、今回の広域化では13集落が参加した。今後は、全集落での活動を目指している。

Step4 (R5.1.30)

広域活動組織設立総会

- 広域協定・規則・細則などの議決
- 役員の任命
- 予算案の提示
- 活動計画案の提示

R5.4
活動開始

各活動組織（集落）へ、参加同意書の提出を依頼。

Step3 (R4.10.18)

設立準備委員会

- 広域協定・規則の説明
- 各単価の説明
- 組織体制の説明
- 活動内容の具体例の提示
- 今後のスケジュールの説明